

大阪香川県人会における個人情報の取扱いについて

平成 17 年 4 月から個人情報の保護を目的として「個人情報保護法」が施行されました。大阪香川県人会としても、同法の趣旨を尊重し、個人情報の厳正な管理に努めます。

1 大阪香川県人会の目的、活動

大阪香川県人会は、会員相互の協同親睦と知識の向上をはかり、郷土への連りを密接にすることをもって目的とし(会則第 3 条)、総会・懇親会を開催するとともに、ゴルフ会などの趣味の会の開催や、会報の発行などの活動を行っています。

2 個人情報(名簿データ)の利用目的

名簿データについては、次の事項以外に使用しません。

- (1) 県人会の会費納付依頼、総会開催案内、会報の送付などに使用すること
- (2) 会員同士の交流・親睦等のために名簿データを他の県人会員に提供すること
- (3) 会員が香川県関係の情報提供等を受けるため、香川県に名簿データを提供すること
- (4) 県人会名簿への掲載

3 名簿データの提供停止について

2の(2)～(4)の場合に、名簿データを提供・掲載してほしくない場合には、入会申込書の各項目のうち、提供・掲載してほしくない項目の口欄に×印をご記入ください。お申し出のあった項目は、名簿データの提供・掲載を停止します。(本人からの申し出に限ります。)

※ 提供することがある名簿データ

氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先、勤務先役職、勤務先電話番号、出身地

※ 提供する方法・・・名簿(ペーパー)又は名簿データ(電子データ)

4 お問い合わせ先

大阪香川県人会事務局

〒542-0083 大阪市中央区東心齋橋 1 丁目 18-24

クロスシティ心齋橋4階

TEL:06-6281-1661 FAX:06-6281-1662

E-mail:osaka@pref.kagawa.lg.jp

名簿データ取扱いについて 問いと答え

問 名簿データのうち、特定の項目、例えば自宅の電話番号は知られたくない。どうすればよいか？

答 入会申込書の自宅電話番号の項目に×印をご記入ください。他の県人会員等には自宅電話番号は提供しないようにします。

問 私は県人会員であるが、他の県人会員の連絡先を知りたいときに事務局に問い合わせれば教えてもらえるのか？

答 その方が、「他の県人会員等に名簿データを提供してほしくない」と申し出ていなければお教えします。「他の県人会員等には名簿データを提供してほしくない」と申し出ておられる方についてはお教えできません。

問 同じ町出身者の親睦会を開催したい。事務局に問い合わせれば、同じ町の出身者の名簿を提供してもらえるのか？

答 「他の県人会員等に名簿データを提供してほしくない」と申し出ておられる方については名簿を提供できません。「他の県人会員等に名簿データを提供してほしくない」と申し出ていない方についてだけ名簿を提供することになります。

問 「名簿データを提供してほしくない」と申し出ない場合には、他の県人会員等に名簿データが提供され、勝手にデータを利用されるということか？

答 県人会員等が名簿データの提供を申し出た場合にも、その利用目的を確認し、利用目的が「会員相互の協同親睦と知識の向上をはかり、郷土への連りを密接にする」という県人会の目的に沿ったものでない場合には提供しません。また、名簿データを提供する場合には、その方が県人会員であるかなど身元を十分確認し、県人会の目的を外れた利用をしないよう求めます。

問 県人会員以外から会員の住所・電話番号などの問い合わせがあった場合には、教えるのか？

答 県人会員以外から問い合わせがあっても、住所・電話番号などを教えることはしません。県人会員の名簿データは県人会の中だけで使用します。(ただし、会員が香川県関係の情報提供等を受けるため、香川県に名簿データを提供することはあります。)